

00296

鳥取縣公報

第四百五十號

火曜日

昭和八年八月廿九日

告示

◇鳥取縣告示第三百五十一號

管下東伯郡畜産組合ニ對シ赤碕定期犢駒糶市場業務規程中左記ノ通變更ノ件八月二十八日付許可セ

昭和八年八月二十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

第一條中 其ノ事務所ヲ東伯郡「赤碕町大字赤碕貳壹〇番地」トアルヲ「赤碕町大字地藏町七六七番地ノ壹」ニ改ム

◇鳥取縣告示第三百五十二號

00297

左記ノ者ニ對シ昭和八年八月二十六日動力糶摺業免許証ヲ下付セリ
昭和八年八月二十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

住 所	氏 名
日野郡二部村大字福岡三、三三六	井 桁 友 一 郎
同 福榮村大字神福一、四五六	見 田 一 榮

◆鳥取縣告示第三百五十三號

日野郡八郷村清原耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和八年八月二十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

00298

◆鳥取縣告示第三百五十四號

昭和八年七月鳥取縣告示第二八五號木材標記様式木炭荷票檢印認印並検査吏員章中木材標記様式ヲ左ノ通改メ規則第十三條木炭荷票雜形ノ次ニ左ノ様式ヲ加フ

昭和八年八月二十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

規則第十三條 木材標記様式

(挽角)

鳥 杉特撰 檢印 一二種角三、一八米 何々製材所又ハ商標

(板)

檢印

鳥 杉上小節 一、五 何々製材所又ハ商標
三〇、四 糶六入

林産物規格第一條第二號表ニ依リタル場合ハ尺貫法ニ依リ標記スルコトヲ得

切炭ノ荷票

十二 種

表 六 種

○ 樹種名

切炭

鳥取縣

文字ハ白抜
櫟ハ紫色、檜檜ハ赤色
雜ハ綠色

裏

○ 縣 郡 村
生産者 氏 名

鳥取縣告示第三百五十五號

昭和八年七月鳥取縣告示第二九一號林産物ノ規格中左ノ通改正シ昭和八年九月一日ヨリ施行ス

昭和八年八月二十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

第一條 木材ノ寸法、入數、結束ハ第一號表ニ依ル

但シ當分ノ内第二號表ニ依ルコトヲ得

第一號表

一挽 角
厚 幅

長

九種以上二四種以下ニシテ一、五種上リ

- 二、一二米
- 二、四二米
- 二、五七米
- 三、〇三米
- 三、一八米
- 三、九四米
- 四、二四米
- 五、四五米
- 六、三六米

00301

材長	厚 × 幅 入數		單位		種 枚		結束					
1.94 米	0.7 × 15.2	0.7 × 16.6	0.7 × 18.2	0.7 × 19.6	0.7 × 21.2	0.7 × 22.8	0.7 × 24.2	0.7 × 27.3	0.7 × 30.4	0.7 × 31.8	0.7 × 36.4	藁繩二回廻二分所トス
	24	22	20	20	18	16	16	14	12	12	10	
	1.0 × 15.2	1.0 × 16.6	1.0 × 18.2	1.0 × 19.6	1.0 × 21.2	1.0 × 22.8	1.0 × 24.2	1.0 × 27.3	1.0 × 30.4	1.0 × 31.8	1.0 × 36.4	
	18	17	15	14	13	12	12	10	9	9	8	
	1.2 × 15.2	1.2 × 16.6	1.2 × 18.2	1.2 × 19.6	1.2 × 21.2	1.2 × 22.8	1.2 × 24.2	1.2 × 27.3	1.2 × 30.4	1.2 × 31.8	1.2 × 36.4	
	12	11	10	10	9	8	8	7	6	6	5	
	1.5 × 15.2	1.5 × 16.6	1.5 × 18.2	1.5 × 19.6	1.5 × 21.2	1.5 × 22.8	1.5 × 24.2	1.5 × 27.3	1.5 × 30.4	1.5 × 31.8	1.5 × 36.4	
	12	11	10	10	9	8	8	7	6	6	5	
	1.8 × 15.2	1.8 × 16.6	1.8 × 18.2	1.8 × 19.6	1.8 × 21.2	1.8 × 22.8	1.8 × 24.2	1.8 × 27.3	1.8 × 30.4	1.8 × 31.8	1.8 × 36.4	
	12	11	10	10	9	8	8	7	6	6	5	
	2.4 × 15.2	2.4 × 16.6	2.4 × 18.2	2.4 × 19.6	2.4 × 21.2	2.4 × 22.8	2.4 × 24.2	2.4 × 27.3	2.4 × 30.4	2.4 × 31.8	2.4 × 36.4	
	12	11	10	10	9	8	8	7	6	6	5	
3.94 米	0.7 × 15.2	0.7 × 16.6	0.7 × 18.2	0.7 × 19.6	0.7 × 21.2	0.7 × 22.8	0.7 × 24.2	0.7 × 27.3	0.7 × 30.4	0.7 × 31.8	0.7 × 36.4	藁繩一回廻四分所トス
	12	11	10	10	9	8	8	7	6	6	5	
	1.0 × 15.2	1.0 × 16.6	1.0 × 18.2	1.0 × 19.6	1.0 × 21.2	1.0 × 22.8	1.0 × 24.2	1.0 × 27.3	1.0 × 30.4	1.0 × 31.8	1.0 × 36.4	
	12	11	10	10	9	8	8	7	6	6	5	
	1.2 × 15.2	1.2 × 16.6	1.2 × 18.2	1.2 × 19.6	1.2 × 21.2	1.2 × 22.8	1.2 × 24.2	1.2 × 27.3	1.2 × 30.4	1.2 × 31.8	1.2 × 36.4	
	12	11	10	10	9	8	8	7	6	6	5	
	1.5 × 15.2	1.5 × 16.6	1.5 × 18.2	1.5 × 19.6	1.5 × 21.2	1.5 × 22.8	1.5 × 24.2	1.5 × 27.3	1.5 × 30.4	1.5 × 31.8	1.5 × 36.4	
	6	6	5	5	5	4	4	4	3	3	3	
	1.8 × 15.2	1.8 × 16.6	1.8 × 18.2	1.8 × 19.6	1.8 × 21.2	1.8 × 22.8	1.8 × 24.2	1.8 × 27.3	1.8 × 30.4	1.8 × 31.8	1.8 × 36.4	
	6	6	5	5	5	4	4	4	3	3	3	
	2.4 × 15.2	2.4 × 16.6	2.4 × 18.2	2.4 × 19.6	2.4 × 21.2	2.4 × 22.8	2.4 × 24.2	2.4 × 27.3	2.4 × 30.4	2.4 × 31.8	2.4 × 36.4	
	6	6	5	5	5	4	4	4	3	3	3	

前項寸法ノ長ニハ延寸ヲ附スルコトヲ得

00302

第二部表		厚	一挽角	幅	長
三寸以上	八寸以下	ニシテ	五分上リ		一〇、〇尺
					一〇、五尺
					一三、〇尺
					一四、〇尺
					一八、〇尺
					八、〇尺
					七、〇尺
					二、〇尺
二、板					

材長	厚×幅 入數										單位 分 枚	結束	
	2.3×50	2.3×55	2.3×60	2.3×65	2.3×70	2.3×75	2.3×80	2.3×90	2.3×100	2.3×105			2.3×120
6.4 尺	2.3×50 94	2.3×55 92	2.3×60 20	2.3×65 20	2.3×70 18	2.3×75 16	2.3×80 16	2.3×90 14	2.3×100 12	2.3×105 12	2.3×120 10	葉繩一回廻三箇所トス	
	3.3×50 18	3.3×55 17	3.3×60 15	3.3×65 41	3.3×70 13	3.3×75 12	3.3×80 12	3.3×90 10	3.3×100 9	3.3×105 9	3.3×120 8		
	4.0×50 12	4.0×55 11	4.0×60 10	4.0×65 10	4.0×70 9	4.0×75 8	4.0×80 8	4.0×90 7	4.0×100 6	4.0×105 6	4.0×120 5		
	5.0×50 12	5.0×55 11	5.0×60 10	5.0×65 10	5.0×70 9	5.0×75 8	5.0×80 8	5.0×90 7	5.0×100 6	5.0×105 6	5.0×120 5		
	6.0×50 12	6.0×55 11	6.0×60 10	6.0×65 10	6.0×70 9	6.0×75 8	6.0×80 8	6.0×90 7	6.0×100 6	6.0×105 6	6.0×120 5		
	8.0×50 12	8.0×55 11	8.0×60 10	8.0×65 9	8.0×70 9	8.0×75 8	8.0×80 8	8.0×90 7	8.0×100 6	8.0×105 6	8.0×120 5		
	2.3×50 12	2.3×55 11	2.3×60 10	2.3×65 10	2.3×70 9	2.3×75 8	2.3×80 8	2.3×90 7	2.3×100 6	2.3×105 6	2.3×120 5		葉繩一回廻四箇所トス
	3.3×50 12	3.3×55 11	3.3×60 10	3.3×65 10	3.3×70 9	3.3×75 8	3.3×80 8	3.3×90 7	3.3×100 6	3.3×105 6	3.3×120 5		
	4.0×50 12	4.0×55 11	4.0×60 10	4.0×65 10	4.0×70 9	4.0×75 8	4.0×80 8	4.0×90 7	4.0×100 6	4.0×105 6	4.0×120 5		
	5.0×50 6	5.0×55 6	5.0×60 5	5.0×65 5	5.0×70 5	5.0×75 4	5.0×80 4	5.0×90 4	5.0×100 3	5.0×105 3	5.0×120 3		
	6.0×50 6	6.0×55 6	6.0×60 5	6.0×65 5	6.0×70 5	6.0×75 4	6.0×80 4	6.0×90 4	6.0×100 3	6.0×105 3	6.0×120 3		
	8.0×50 6	8.0×55 6	8.0×60 5	8.0×65 5	8.0×70 5	8.0×75 4	8.0×80 4	8.0×90 4	8.0×100 3	8.0×105 3	8.0×120 3		

第三條 木材ノ品等ハ節、玉切、丸身、丸身長、木口割又ハ目廻及其ノ他ノ缺點ノ狀況ニ依リ左ノ通之ヲ區分ス
一 挽 角

品等	節	丸身		木口割又 目廻	其ノ他ノ缺點
		丸身	丸身長		
無正一等	四方無節又ハ三方無節ノモ	ナキモノ	ナキモノ	ナキモノ	
無正二等	二方無節ノモ	ナキモノ	ナキモノ	ナキモノ	
一等無節	四方無節又ハ三方無節ノモ	二〇%以下		制限ナシ	ナキモノ
二等無節	二方無節ノモ	二〇%以下		制限ナシ	ナキモノ
特撰	一方無節又ハ二方ニ超ユルノモ	ナキモノ	ナキモノ	ナキモノ	ナキモノ

品等	節	玉切	丸身	丸身長	木割又ハ目廻	其ノ他ノ缺點
一等無節	ナキモノ	二番切	丸身	丸身長	ナキモノ	其ノ他ノ缺點(一)及(二)ニシテ長徑五糎(約一寸六分)未滿ノモノ及(四)ニシテ顯著ナラザルモノ
二等無節	ナキモノ	段數ノ制限ナシ	丸身	丸身長	ナキモノ	其ノ他ノ缺點(一)及(二)ニシテ長徑一〇糎(三寸三分)未滿ノモノ及(三)ニシテ顯著ナラザルモノ(四)ニシテ顯著ナルモノ
節ノ制限ナシ		二〇%以下	五〇%以下	制限ナシ	二〇%以下	其ノ他ノ缺點(一)及(二)ニシテ長徑五糎(約一寸六分)未滿ノモノ及(四)ニシテ顯著ナラザルモノ
三等	八〇%以下	五〇%以下	二〇%以下	一〇%以下		
二板						

上小節	一、五糎(約五分)以下ノ節五箇以内	元切ヲ除ク	三〇%以下	五%以下	ナキモノ
小節	二、〇糎(六分六厘)以下ノ節十箇以内		三〇%以下		
一等並	一、〇糎(三寸三分)以下ノモノ	段數ノ制限ナシ	六〇%以下	二〇%以下	其ノ他ノ缺點(一)及(二)ニシテ長徑五糎(約一寸六分)未滿ノモノ及(四)ニシテ顯著ナラザルモノ
二等並	節ノ制限ナシ		八〇%以下	三〇%以下	其ノ他ノ缺點(一)及(二)ニシテ長徑一〇糎(三寸三分)未滿ノモノ(三)ニシテ顯著ナラザルモノ(四)ニシテ顯著ナルモノ
三等並					
前表 品等ノ外無節材ニシテ全部赤身又ハ白身ノモノハ赤又ハ白ヲ併稱スルコトヲ得					
節ニ付テハ材長一、九四米ヲ基準トス					
第五條 木炭ノ稱呼、撰別、量目、俵裝ハ左ノ通トス					

但シ昭和八年九月三十日迄ハ舊規格ニ依ルコトヲ得

第一種 木炭 (白炭)

稱呼	撰	別	量目	正味風袋	俵	装		
檜小丸	カシ類	直徑一、五糎以上四糎未滿長サ九糎以上	二〇	三・七五	一 俵ハ萱造リ四ヶ所編ミトシ全幅六〇糎編幅一米三〇糎以内外トス	二 形狀丸形トシ俵ノ合セ目ハ三糎内外トス		
檜込							小丸、中炭、粉炭ヲ除キタルモノニシテ直徑長邊七、六糎未滿長サ一五糎以内	三 繩掛 (イ) 横繩、二回廻シ三箇所
檜荒							小丸、中炭、粉炭ヲ除キタルモノニシテ直徑長邊七、六糎以上一三糎未滿長一五糎以上	四 口當 (ロ) 心繩、俵口繩ニ結ビ付ケタル先端六糎ノ結止トス (ハ) 口繩、二本ニテ六ヶ所掛ケトス (ニ) 縦繩一本ニテ十文字掛ケトス
檜小丸	クヌギ	檜小丸ニ同ジ	二	三				
檜込	アベマキ	檜込ニ同ジ	二	三				
檜荒	ナラ類	檜荒ニ同ジ	二	三				

第二種 木炭 (黒炭)

稱呼	撰	別	量目	正味風袋	俵	装
雜小丸	クリ、トチヲ除キタル瀾葉樹	檜小丸ニ同ジ	二	三		
雜込	同上	同上	二	三		
中炭	同上	同上	二	三		
但シ樹種名ヲ冠スルコトヲ得	瀾葉樹	直徑一、五糎未滿長サ三糎以上及長三糎未滿ニシテ一、五糎目金篩ニ止リタルモノ	二	三		
稱呼	カシ類	直徑四糎以上七糎未滿長九糎以上	二	三		
檜小丸	同上	同上	二	三		
檜丸	同上	同上	二	三		
					一 俵ハ萱又ハ蓆造リ四ヶ所編ミトシ全幅五三糎編幅一米三六糎内外トス	二 形狀ハ角形トス但シ小丸、込及中炭ハ丸形トナスコトヲ得
					五 當木 長サ五五糎幅四糎厚サ〇、六糎以上一ニ糎以下ノ木片三本ヲ俵側三ヶ所ニ當ツルコトヲ得	口柴ハ瀾葉樹ノ離葉木柴ヲ渦卷狀トシテ口當ヲナス針葉樹竹及其ノ他ヲ使用スルコトヲ得但シ口柴ノ中央ハ折柴ヲ以テ代用スルコトヲ得

檜小割	檜丸	檜小丸	櫟込	櫟小割	櫟丸	櫟小丸	檜込	檜小割
ナラ類				アベマキ	クヌギ			
檜小割ニ同シ	櫟丸ニ同シ	櫟小丸ニ同シ	櫟込ニ同シ	檜小割ニ同シ	直徑三糎以上七糎未滿長サ九糎以上	直徑一、五糎、以上三糎未滿長サ九糎以上	小丸、丸、小割、中炭、粉炭ヲ除キタルモノニシテ長サ三糎以上	長邊三糎以上七糎未滿長サ九糎以上
貳五七・八一ハ又貳五一								
貳五・一ハ俵藁内以貳三ハ俵萱								
<p>三 繩掛</p> <p>(イ) 横繩白炭ニ同シ</p> <p>(ロ) 縦繩一本ニテ一方掛トシ兩側トモ編繩ノ内側ヲ通シ俵口ノ中央口繩ニ結ヒ付ケ其ノ先端ハ長サ六糎ノ結止トス但シ藁俵ハ之ヲ廢スルコトヲ得</p> <p>(ハ) 口繩一本ニテ各邊三ヶ所掛トス</p> <p>(ニ) 丸形ノ繩掛、口當ハ白炭ニ同シ</p> <p>四 口當</p> <p>口柴ハ白炭ト同様ノ木柴ヲ用ヒ木炭ト十字文形トナル様口當ヲナスベシ但シ藁俵ハ共口トス</p> <p>五 黒炭ノ詰込ハ木炭ヲ俵ノ一長邊ニ直角ナラシムベシ</p>								

切炭 但シ樹種 名ヲ冠ス ルコト	中炭 但シ樹種 名ヲ冠ス ルコトヲ 得	雜込	雜小割	雜丸	雜小丸	檜込
潤葉樹	潤葉樹		同シ	白炭雜ニ		檜込ニ同シ
小丸、丸、割ニ該當スルモノニシテ長サ六糎以上九糎未滿	直徑一、五糎未滿長サ三糎以上及長サ三糎未滿ニシテ一、五糎目金篩ニ止リタルモノ	檜込ニ同シ	檜小割ニ同シ	檜丸ニ同シ	檜小丸ニ同シ	檜込ニ同シ
貳五一						
<p>六 切炭ハ箱詰又ハ萱造リ丸形トス箱ハ長サ五糎幅二七糎高サ三〇糎トシ繩掛ハ横繩ニ重廻シニケ所縱繩一本トス</p> <p>七 切炭ニハ別ニ定ムル様式ノ荷票ヲ緊結スルコト</p>						

第三種 木炭 (特種炭)

稱呼	撰別	量目	俵装
鍛冶炭	各樹種	一、五糎目金篩ニ止リタルモノ	一 俵ハ白、黒炭ニ同ジ 二 形狀右ニ同ジ 三 繩掛右ニ同ジ 四 口當、口柴ハ木柴竹ヲ用ヒ藁俵ハ共口トス
栗炭	クリ	同ジ	
松炭	松其ノ他ノ針葉樹	同ジ	
枋炭	トチ	同ジ	

縣内消費木炭ニ限リ縦繩ハ之ヲ廢スルコトヲ得
 第一種木炭「檜」ノ内特ニ「櫟、アベマキ」ヲ撰別シ調製シタルモノハ「櫟」ト稱スルコトヲ得
 第一種木炭「檜」及「檜」ノ内特ニ「中丸、割」ヲ撰別シ調製シタルモノハ「中丸、割」ト稱スルコトヲ得
 但シ中丸ハ直徑四糎以上六糎未滿長サ九糎以上割ハ長邊三糎以上七、六糎未滿長サ九糎以上

第一種木炭及第三種木炭ニ限リ當分ノ内正味量目二十二疋五ノモノヲ調製スルコトヲ得此場合俵ノ全幅ハ六十四糎トス
 第六條 木炭ノ品等ハ撰別、品質、俵装ニ依リ左ノ通之ヲ區分ス
 一 第一種 木炭 (白炭)

品等稱呼	樹種	横斷面	長	品質	俵装
極上	ぬるで、ねむノ木椎等ノ木並ニ老不生(約三十年以上)ヲ除ク割ハ四ツ割以内	直徑二、一糎以上三、六糎未滿	一五糎以上	外面灰白色折斷面光澤アル灰黑色ニシテ折斷面ノ割目及縦割少ク樹皮完全ニ脱落シ爆裂立消ノ虞ナキ品質優良ナルモノ	良
中丸	檜、櫟等堅木ニ限ル但シ老木ヲ除ク	直徑四糎以上五、一糎未滿	一五糎以上		
割		長邊三糎以上六糎未滿	一五糎以上		
込		小丸、中丸、割ニ該當スルモノ及直徑七、六糎未滿ノ丸、割	三糎以上		
中炭		直徑一、五糎未滿ノ丸	九糎以上		

上 並			上						
中炭	荒	込	中炭	荒	込	割	中炭	小丸	
ぬるで、ねむノ木等ノ不良木ヲ除ク			ぬるで、ねむノ木椎等ノ不良木ヲ除ク(約三十年生以上)ヲ除ク						
上ニ同ジ	上ニ同ジ	小丸、粉炭、中炭ヲ除キタルモノ	直徑一、五糎未滿長サ三糎以上及長サ三糎未滿ニシテ一、五目金篩ニ止リタルモノ	直徑長邊七、六糎以上一三糎未滿	極上ニ同ジ	長邊三糎以上七、六糎未滿	直徑四糎以上六糎未滿	直徑一、五糎以上四糎未滿	
				一五糎以上	三糎以上	九糎以上	九糎以上	九糎以上	
上ニ亞グモノ(主トシテ老木製品)			樹皮脱落完全ナラザルモノヲ混入シ其ノ他極上ニ亞グモノ						
並			良						

品等稱呼		並					
小丸	樹種撰	中炭	荒	込	割	中丸	小丸
		各樹種					
直徑一、八糎以上四糎未滿	横斷面	上ニ同ジ	並上ニ同ジ	並上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ
角俵ハ通造リ 丸俵ハ一五糎以上	長		上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ
		並上以下ノモノ(老木製品ニシテ品質不良ノモノ)			上ニ亞グモノ		
		並					
品質							
俵裝							
		二 第二種 木 炭 (黒炭)					

上					極			
中炭	込	小割	丸	小丸	中炭	込	小割	丸
ぬるで、ねむノ 木椎等ノ不良 木並老木(約三 十年生以上)ヲ 除ク 小割ハ四ツ割 以内					ぬるで、ねむノ 木椎等ノ不良 木並老木(約三 十年生以上)ヲ 除ク 小割ハ四ツ割 以内			
					直徑一、五糎未滿ノ丸	直徑一、五糎以上四糎未滿	直徑三糎以上七糎未滿	直徑三糎以上七糎未滿
直徑一、五糎未滿長サ三糎以上及長サ三糎未滿ニシテ一、五糎目金篩ニ止リタルモノ	小丸、丸、小割以上ノモノ	長邊三糎以上七糎未滿	直徑三糎以上七糎未滿	直徑一、五糎未滿ノ丸	直徑一、五糎未滿ノ丸	長邊三糎以上六糎未滿	小丸、丸、小割ニ該當スルモノ	直徑三糎以上七糎未滿
		九糎以上	九糎以上	九糎以上	九糎以上	右ニ同ジ	右ニ同ジ	右ニ同ジ
極上ニ亞クモノニシ テ品質不良ナラザル モノ					色澤鉛色又ハ黒色ニ シテ光澤ヲ有シ樹皮 密着シテ脱落ノ虞ナ ク之ヲ折斷スル時縱 割ノ虞少キ品質優良 ナルモノ 但シあべまきハ樹皮 附着セザルモノ			
					良	良	良	良

並				
中炭	込	小割	丸	小丸
各樹種				
上ニ同ジ	小丸、丸、小割、中炭、粉炭ヲ除キタルモノ	上ニ同シ	上ニ同シ	上ニ同ジ
		上ニ同シ	上ニ同シ	上ニ同ジ
		上ニ同シ	上ニ同シ	上ニ同ジ
		上ニ同シ	上ニ同シ	上ニ同ジ
上ニ亞クモノ				
並				

切炭ニハ等級ヲ附セズ

三 第三種 木炭ニハ等級ヲ附セズ

◇鳥取縣告示第三百五十六號

當管内ニ於ケル健康保險醫中左記ノ通異動アリタリ

昭和八年八月二十九日

鳥取縣知事

館

哲

二

診療所所在地	氏名	異動事項	指定取消年月日
鳥取市吉方町	西川清三郎	死亡	昭和八年八月二十一日
米子市東町	吉田民人	他府縣へ轉住	昭和八年七月二十一日

◆鳥取縣告示第三百五十七號

當管内ニ於ケル健康保險醫中左記ノ通異動アリタリ

昭和八年八月二十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

診療所所在地	氏名	異動事項	指定取消年月日
氣高郡青谷町青谷	石井正太郎	死亡	昭和八年七月三十一日

昭和八年八月廿九日印刷
昭和八年八月廿九日發行

發行者 鳥取縣 鳥取市東町 縣
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所